平成２８年（フ）第６６７８号
東京都調布市佐須町２丁目35－１－201
債務者　宮本恵善こと　車　　恵善
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６８４号
東京都世田谷区太子堂２丁目６－40－404
債務者　横山　洋太
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６８５号
東京都西東京市南町３丁目９－17－302
債務者　橋本実千治
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６８７号
東京都墨田区江東橋３丁目３－２－103
債務者　林　　和夫
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６８８号
東京都狛江市元和泉３丁目５－６　ハイツキクエイＢ　202
債務者　長谷川昭代（旧姓秋元）
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６９０号
東京都足立区興野１丁目７－17－102
債務者　國分　佳和
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６９１号
東京都足立区興野１丁目７－17－102
債務者　國分　靖子
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６９４号
東京都葛飾区小菅４丁目１－10－101
債務者　佐藤　直樹
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６９５号
東京都江戸川区上一色１丁目７－10－203
債務者　下嶋　慶哉
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６９８号
東京都板橋区徳丸７丁目25－15－102
債務者　菅谷　幸一
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６９９号
東京都板橋区徳丸７丁目25－15－102
債務者　菅谷　由子
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７００号
東京都板橋区徳丸７丁目25－15－102
債務者　菅谷　桂一
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７０２号
東京都豊島区上池袋２丁目28－５－403
債務者　桜沢　　藍
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７０３号
東京都葛飾区新小岩２丁目７－４－502
債務者　和田　博明
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７０４号
東京都品川区荏原７丁目１－２
債務者　大島富美子（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７０７号
東京都羽村市緑ヶ丘１丁目７－22－205
債務者　川田　浩二
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部